官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務六五）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一〇三
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、原子力損害賠償・廃炉等支援機構令和四事業年度財務諸表関係　一一八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一三九
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第六十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月二十八日

総務大臣　松本　剛明